10. 積立金の明細

法人単位　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
通則法第44条第１項積立金	1,012,745,068	214,547,217	△ 523,361,254	703,931,031	当期積立額 214,547,217 国庫等納付額 325,585,353 基金への組入額 197,775,901

㈱　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は1,012,745,068円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益214,547,217円を加えると、積立金は1,227,292,285円となります。

この積立金1,227,292,285円のうち325,585,353円を国庫等へ納付し、財務大臣の認可を受けた197,775,901円を基金へ組み入れ、差引703,931,031円は積立金として整理しております。

なお、国庫等への納付額325,585,353円の内訳は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第12条第１項第２号に基づくもの297,923,414円、独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令附則第３条に基づくもの27,661,939円となります。

第一号勘定　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
通則法第44条第１項積立金	856,631,963	172,884,421	△ 325,585,353	703,931,031	当期積立額 172,884,421 国庫等納付額 325,585,353

㈱　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は856,631,963円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益172,884,421円を加えると、積立金は1,029,516,384円になります。

この積立金1,029,516,384円のうち325,585,353円を国庫等へ納付し、差引703,931,031円を積立金として整理しております。

なお、国庫等への納付額325,585,353円の内訳は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第12条第１項第２号に基づくもの297,923,414円、独立行政法人日本万国博覧会記念機構に関する省令附則第３条に基づくもの27,661,939円となります。

第二号勘定　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
通則法第44条第１項積立金	156,113,105	41,662,796	△ 197,775,901	—	当期積立額 41,662,796 基金への組入額 197,775,901

㈱　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は156,113,105円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益41,662,796円を加えると、積立金は197,775,901円となります。

この積立金197,775,901円については、財務大臣の認可を受けて基金へ組み入れております。

11. 役員及び職員の給与の明細

法人単位　（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(—) 56,511	(—) 4	(—) —	(—) —
職　員	(32,610) 358,975	(13) 48	(—) 279,053	(—) 23
合　計	(32,610) 415,486	(13) 52	(—) 279,053	(—) 23

注１　役員に対する報酬等の支給の基準の概要

・報酬月額：理事長　934,000円、理事　772,000円、監事　697,000円

・退職手当の計算方法

［退職等の日における俸給月額×在職月数×100分の12.5×100分の87（経過措置があり、平成26年３月31日退職の場合は100分の92）×独立行政法人評価委員会が定める業績勘案率（0.0～2.0）］

２　職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の概要

・本給表については機構独自のものを使用

・退職手当の計算方法

㈱　定年退職や組織の改廃等に伴う退職など一定の場合には、内規により、本給月額の100分の500以内の増額を行う場合があります。

［退職等の日の本給月額×次の区分による支給割合×在職年数×100分の92］

⑴　勤続５年までの期間　１年につき100分の100

⑵　勤続５年を超え10年までの期間　１年につき100分の140

⑶　勤続10年を超え20年までの期間　１年につき100分の180

⑷　勤続20年を超え30年までの期間　１年につき100分の200

⑸　勤続30年を超える期間　１年につき100分の100

ただし、合計額は本給月額の100分の5,500を超えないものとする。

３　人件費については、業務に直接従事している職員の給与比で一般管理費を按分しており、区分経理ごとに支給人員を区分して記載することが困難なため、その記載を省略しております。

４　支給人員数は、年間平均人員数によっております。

５　非常勤の役員又は職員に対する報酬又は給与、退職手当の支給額及び支給人員を外数として（　）で記載しております。

６　平成23年６月３日の閣議決定「国家公務員の給与減額支給措置について」及び平成23年10月28日の閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」に基づき、平成24年４月より注１及び注２にかかる役職員の給与を減額して支給しております。

各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類

